

令和2年4月1日

令和2年度予算執行方針

副市長

令和2年度は、昨年10月の東日本台風により甚大な被害を受けた本市にとって、被災された方々の生活再建と被災地の創造的復興を図り、「安全・安心の再生」、「^{なりわい}生業の再生」、「賑わいの再生」のための礎づくりとして重要な年となる。

このような中、令和2年度一般会計当初予算は、災害復旧の歩みを止めることなく、復興に向け力強く歩み出す「復興元年」と位置付け、災害からの復旧・復興予算を主軸としながらも、人口減少・少子高齢化の加速、増大する社会保障関係費への対応など、多様化する行政ニーズに応えるものとした。さらに、公共施設の長寿命化などの喫緊の課題をはじめ、善光寺御開帳2021関連事業など、地域の元気を創出する事業にも予算を配分し、第五次長野市総合計画が目指す、幸せ実感都市『ながの』の実現に向け、過去最大の1,745億円を計上した。

とりわけ、災害関連予算については、廃棄物の処理や被災者の見守り対策、被災中小企業や農業者への支援などで255億円を計上し、令和元年度の災害関連の補正予算と合わせた総額は575億円に及ぶことから、執行に当たっては計画的かつ迅速な対応が求められている。

財源については、災害関連事業に係る国・県支出金や交付税措置のある有利な市債の発行を行うものの、歳入の三分の一を占める市税が東日本台風災害や税制改正の影響により大幅な減少となることから、不足する一般財源を補うため財政調整基金から54億円の繰り入れを行うこととした。

さらに、中長期的には2040問題にみられるような、人口減少に伴う経済規模の縮小とこれに伴う市税の減収、併せて、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策費の増加による義務的・経常的経費の上昇により、本市財政の硬直化が見込まれることから、今後は、観光振興や子育て施策の充実などにより人々を呼び込み、税収をはじめとした自主財源の確保がより重要となる。

予算執行に当たっては、公共施設の多機能化・複合化、AI・IoTの活用による行政コストの削減とスマート自治体への転換などを常に念頭に置き、様々な行政課題に対し各部局が連携して取り組むなど、職員一人ひとりが健全財政を意識し、「最少の経費で最大の効果」を上げられるよう、下記のとおり鋭意努めること。

記

1 基本方針

- (1) 東日本台風災害からの復旧・復興関連事業や長野市災害復興計画に掲げた事業を最優先に取り組み、可能な限り事業の前倒しを行うとともに、地域や関係機関等との連携による早期復興を図ること。
- (2) 改善すべき点を先送りする「前例踏襲主義」から脱却するとともに、「使いきり型予算」の概念を払拭し、常にコスト意識を持つこと。
- (3) 施策や事業の推進に当たっては、地域住民や関係団体等によく周知し、理解と協力を得るべく、説明責任を十分に果たすこと。
- (4) 公共施設マネジメントの基本方針や建築物の中長期保全計画、個別施設計画等を踏まえ、関連施設の統廃合を含めた再配置の取組や計画的な予防保全に向けた予算執行を行うこと。
- (5) 特別会計及び企業会計においては、独立採算制の原則に則り、一般会計からの繰入金に安易に依存することなく、経営的視点を持って、円滑な執行に努めること。
- (6) 地方行財政に関わる国及び県の制度創設、統廃合、基準の見直しなどの動向については、常に細心の注意を払い、正確な情報把握と適時適切な対応に努めること。また、地方の実情に即した設計・制度運用となるよう、関係機関に対し積極的に働きかけること。
- (7) 年度途中の新たな財政需要については、財源の確保と管理コストを含めて内容を十分に精査・検討の上、真に必要なものに厳選すること。
- (8) 歳入・歳出ともに、将来にわたり人事及び財政上影響が見込まれる場合は、企画段階等早期に、総務、財政部門等関係部局と協議すること。

2 歳入

- (1) 災害復旧・復興関連の事業については、国等の補助金や交付税措置のある有利な市債等を積極的に導入するとともに、これら財源を最大限に活用した事業の組み立てを行っただうえで実施すること。
- (2) 市税や使用料・手数料、財産収入などの自主財源については、収納率の向上と滞納額の抑制を図り、公平・公正な収入の確保を図ること。
- (3) 有料広告、ネーミングライツの導入や未利用地の売却・貸付など、市有財産を可能な限り活用し、積極的な財源の確保に努めること。

- (4) 使用料・手数料等については、利用する人としていない人との税負担の公平性を確保するため、法令又は「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に沿って適切に設定し、原則として3年ごとに見直しを実施すること。
- (5) 地方創生関連の交付金や公共施設等適正管理推進事業債、防災・減災、国土強靱化に伴う緊急対策など、本市の施策・事業にいかせる財源は、必ず確保すること。さらに、国の政策や制度に対し、受け身ではなく、要望活動など積極的な働きかけを行い、必要な支援を求めていくこと。
- (6) 市債の借入れに当たっては、交付税措置のある市債の活用を図ること。なお、単なる資金手当のための市債は、世代間の負担の公平を調整することが適当な事業を除き、原則発行しないこととするので留意すること。

3 歳 出

- (1) 配分した予算は、要求・容認された事業計画に対し配分したものであることから、設計・入札差金等は、原則として、その執行を認めないこと。
- (2) 公共事業の早期発注に努めるとともに、竣工後を含めたコスト縮減に努めること。特に、災害復旧・復興関連予算については、早期着工、早期竣工により被災地の復興のスピードを加速すること。
- (3) 工事請負契約、委託契約等については、事前に契約方法や内容を十分に精査し、発注後において安易に契約の変更を行うことがないように努めること。特に総合評価落札方式の適用拡大に伴い、事前準備を円滑に行うこと。
- (4) 適正な設計図書の作成を徹底し、積算誤りによる入札中止・延期とならないように努めること。なお、設計労務単価については、特例措置などの取扱い及び下請事業者等への反映状況に留意すること。
- (5) 国及び県の補助金など、特定財源を伴う歳出については、交付決定等収入の見通しがついてから執行すること。予定していた特定財源が確保できない場合は、原則として一般財源に振り替えての執行は認めないこと。
- (6) 事業の企画、設計等に当たっては、必要性、緊急性などを十分に精査するとともに、将来に過大な財政負担が生じることのないように配慮すること。また、民間活力の更なる導入や国、県又は他の市町村との連携等に積極的に取り組むこと。
- (7) 各種計画策定の業務については、職員の策定作業による能力活用やスキルアップを図ることを原則とし、業務委託は専門的分析や能力が必要な部分に限定すること。
- (8) 時間外勤務については、働き方改革の観点からも積極的に抑制し、前年度実績を下回るよう努めること。

4 その他

- (1) 『復興元年予算』としての役割を果たすため、積極的な事業執行を図るとともに、当初予算に計上されていない災害関連事業費については、災害復興計画等との整合性を図りながら早期に財政課との協議を行い、補正予算等による事業費の確保と事業化を進めること。
- (2) 工期の平準化と公共工事の経済効果を発揮するため、債務負担行為（0市債）や繰越明許費の計画的な活用を図ること。
- (3) 事業進捗の遅れに伴う繰越しは最小限に止めるとともに、繰越明許費による新規契約等は、第1四半期中に完了させるよう努めること。
- (4) 指定管理者制度導入施設については、必要な指導・監督と適切なモニタリングを実施し、市民サービス向上や管理運営コストの縮減を図り、最大限の効果が得られるよう努めること。
- (5) 予算の執行に当たっては、法令、財務規則、契約規則、補助金等交付規則等を遵守するとともに、監査の意見、指摘事項等を適切に反映したものとすること。
- (6) 国の「持続可能な開発の目標（SDGs）実施指針」の趣旨を踏まえ、国際社会全体の課題解決に向けた事業を率先して実施すること。
- (7) 「PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に基づく検討のほか、サウンディング型市場調査など、民間活力や技術的ノウハウの活用を積極的に図ること。
- (8) 人口減少・少子高齢化社会にあっても生産性を向上するために、国が重点的に進めているAI、IoT、ロボットなどによる「Society5.0(超スマート社会)」の実現に向け、導入可能性と効果についての調査・研究を行うこと。
- (9) これまで特定目的基金を財源として実施している事業について、基金の枯渇をもって安易に一般財源に振り替えての事業継続は認められない。代替財源の確保策などについては、次年度予算の概算要求前までに財政課と協議すること。
- (10) 国が検討を進めている新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策については、正確な情報収集を進めるとともに、事業方針の検討段階で財政課と協議を行い、迅速かつ効果的な対応を図ること。